

精密工学会北陸信越支部 2011年度 商議員会議議事録

日 時： 2011年5月21日(土)，15:00～16:00
場 所： 金沢大学角間キャンパス自然科学3号館3B216会議室

(以下，敬称略)

議 事：

※新支部長から議事に先立ち挨拶があった。

[0] 成立確認

・出席者11人，委任状16人，合計27人より，支部の商議員数32人の過半数（17人以上）であり，商議員会議が成立することが確認された。

[1] 2011年度支部役員

- ・今年度の支部役員を承認した。なお，資料に以下の訂正あり。
本部役員の上田隆司氏の役職：副会長及び理事
アフィリエイトの千徳英介氏の所属：福井高専

[2] 2010年度事業報告および決算報告

- ・議事録
過去の幹事会と商議員会議の議事録について確認した。
- ・事業報告
周年事業などの特別な行事はなかったが，数多くの企画が行われたことが報告された。
- ・決算報告
決算内容についてはほぼ例年通りであるが，本部からの運営費が減少している。
黒字のように見えるが，引当金を取り崩して20～30万円程度をまかなっている（実質は赤字）。
監査報告を確認し，決算を承認した。

[3] 2011年度事業計画および予算案

- ・各県主催特別講演会・見学会
現在企画中，また，今年度予定されている各県の行事について説明があった。
長野県と富山県の製作教室については，同日であるが，富山県の方は大学のイベントに合わせて行うことや，対象が近隣の小中学生であることから，そのまま実行することにしたことが報告された。
資料に追加して，福井県で予定されている企画の報告があった。
 - 技術セミナー 時期：12月 場所：福井市内
共催：福井クールアース次世代エネルギー産業化協議会 内容：スマートグリッド関連
 - 特別講演会 時期：未定 場所：福井大学 共催：日本機械学会
- ・2011年度収支予算
会計幹事より，本部からの運営費は，予定していた額よりさらに減少していることや，例年とは違い，秋季大会の収支が含まれていることが説明された。
秋季大会の準備のため，引当金を140万円取り崩している。
1件訂正：補助金等収入の600円は記入ミスにつき，受取利息の欄へ移動。
予算を承認した。
- ・商議員選挙のお知らせ
11月に予定されている商議員選挙について，協力依頼があった。
- ・支部総会のお知らせ

今年度は支部にて全国大会開催のため、支部学術講演会はなし。
そこで、支部総会を10～11月に、石川県特別講演会とあわせて、できれば同日開催の予定。

[4] 予算縮小への対応策について

本部からの運営費減少に伴い、このままでは引当金の取り崩しが続くことから、支部の支出を縮小することにした。具体的な方策については、次の事項を来年度より適用することを承認した。

支部学術講演会の学生会員登壇者補助について、距離によらず一律¥5,000の補助とする。

また、博士課程の学生には支給しない。

支部長所在地の特別講演会も特別扱いせず、他と同じ扱い（各県10万円のうち）とする。

活性化事業の善光寺バレーミニ学会の補助金は8万円とする。

[5] 旅費規定について

公益法人化に伴う会計の厳格化や源泉徴収などに対応するため、支部の旅費に関する内規を定めることが了承された。

資料の修正：日当に関する項目はなくす、短距離の交通費は¥1,000とする

別表の宿泊費について、「1泊あたりの」という文言を補う。

文言や条件等については、本部にも確認をとる。

内規の内容について、大筋で合意した。

※内容を修正し、本部にも確認してもらったものを議事録に添付します。

[6] 表彰関係のお知らせ

本部・支部の各賞についてアナウンスがなされた。

支部奨励賞については、対象者が減少していることから、筆頭著者でない場合も条件付きで認めることになっていることが報告された（資料訂正）。

※資料の支部奨励賞の規定が旧来のままだったので、改正後の規定を議事録に添付します。

支部技術賞について、本部の〆切と一致していないことの説明が求められた。以前は、〆切を同じにしておいて全て本部の技術賞に応募し、選に漏れたものから支部の技術賞を選んでいた。現状はそうでないことから、後日いきさつを調べることになった。また、本部に多く応募する方がよいことから、やはり〆切が同じ方がよいとの意見が出され、次回幹事会で検討することになった。
後日の調査：無理に頼んで応募しておきながら贈賞されない企業のフォローが大変という理由から、各県幹事がノルマ的に応募企業を探すのを数年前よりやめている。それに加え、目ぼしい企業は既に贈賞済みということもあり、応募企業は激減している。そこで、少しでも応募が集まるのではという配慮から、昨年度より支部の〆切を遅くしている。

※支部技術賞の規定を議事録に添付します。

[7] その他

特になし。

以上

2011年5月21日制定

精密工学会北陸信越支部の旅費に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、公益法人精密工学会北陸信越支部（以下「当支部」という）における交通費および宿泊費の支給に関して規定するものである。

(適用範囲)

第2条 この規定は、下記に該当するものについて適用する。

- (1) 当支部で開催される幹事会の出席者の交通費
- (2) 当支部で開催される講演会等の講師の交通費
- (3) 当支部より本部委員会等へ派遣される際の交通費（ただし、先方負担は除く）
- (4) その他、当支部において必要と認めた場合

(交通費)

第3条 交通費は、原則、目的地と該当者の所属機関の主要駅間の運賃を支給する。特に、空路を必要とする場合は、最寄の空港間の運賃を支給する。

(宿泊費)

第4条 宿泊をとまなう場合は、宿泊実費を支給する。

付則

この内規は平成23年2月1日に遡って施行する。

別表

交通費（中長距離）	所属機関と目的地の主要駅間の運賃 新幹線利用、特急料金 空路の場合は、最寄空港間の航空運賃（実費）
交通費（短距離）	¥1,000とする
宿泊費	やむを得ない場合にのみ支給する 実費を支給、ただし、1泊あたりの上限支給額を¥10,000とする

以上

2000年11月10日制定

2002年12月9日改正

2010年12月11日改正

精密工学会北陸信越支部奨励賞規定

1. 総 則

- 1-1 精密工学会北陸信越支部に、精密工学会北信越支部奨励賞を設ける（以下、奨励賞という）。
- 1-2 奨励賞は、精密工学の分野で優れた業績を上げた若手の研究者・技術者に対して、その精進と努力に報い、かつ将来の発展を期待して贈賞する。
- 1-3 贈賞の対象となる研究業績は、精密工学・工業の発展に寄与する研究とする。
- 1-4 受賞の対象となる者は、以下の項目をすべて満足すること。
 - (1) 北陸信越支部に所属している正会員、学生会員または賛助会員であること。ただし、受賞の対象となる論文が北陸信越支部所属時に行ったものであれば、現在他支部に所属していても応募は妨げない。
 - (2) 当該年度末において満40歳以下であること。
 - (3) 論文が当該年度の12月まで過去2年間に精密工学会誌あるいは欧文誌(Journal of the International Societies for Precision Engineering and Nanotechnology)に掲載されていること。ただし、筆頭著者で無い場合、共著者による推薦書を添付すること。
 - (4) 本賞以外にこれまで公的褒賞を受けていない研究業績であること。
- 1-5 贈賞は原則として毎年数件以内とする。

2. 審査委員会

- 2-1 審査委員は幹事会構成員（支部長、副支部長、幹事、理事）とし、審査委員長は支部長がこれにあたる。
- 2-2 審査方法は「北陸信越支部奨励賞審査細則」に定める。
- 2-3 審査委員長は審査委員会を主催し、次年度の第1回幹事会にてこれを報告する。

3. 表 彰

- 3-1 表彰は原則として春季大会学術講演会会場にて行う。
- 3-2 表彰は賞状および記念品とする。

(2000年11月10日制定)

(2002年12月9日改正)

(2010年12月11日改正)

精密工学会北陸信越支部技術賞 規定

1. 総則

- 1-1 精密工学会北陸信越支部に、精密工学会北陸信越支部技術賞を設ける（以下、支部技術賞という）。
- 1-2 精密工学の領域で創造的業績を上げるとともに、支部の活動に積極的に貢献した企業・技術者に対して、その精進と努力に報い、かつ将来の発展を期待して、支部技術賞を贈賞する。
- 1-3 贈賞の対象となる業績は、次の分野とする。
 - (1)精密機器に関する開発または研究
 - (2)生産加工技術に関する開発または研究
 - (3)その他、上記(1)(2)に準ずるもの
- 1-4 受賞資格は、次のすべての条件を満たすこと。
 - (1)前項の業績を上げた企業の個人または5名以内のグループであること。
 - (2)最近公表された業績、あるいは近く公表される業績であること。
 - (3)北陸信越支部に登録されている正会員もしくは賛助会員を、少なくとも1名(ないしは1組織)含むこと。
 - (4)ほかに公的褒賞を受けていない業績であること。
- 1-5 贈賞は、原則として毎年3件以内とする。

2. 審査

- 2-1 審査は、精密工学会北陸信越支部幹事会が担当する。
- 2-2 審査委員長は、精密工学会北陸信越支部支部長がこれにあたる。
- 2-3 申請者は所定の応募書式にて申請し、これを年度初めの支部幹事会にて審査する。

3. 表彰

- 3-1 表彰は、当該県における支部主催行事の場において、これを行うことを原則とする。
- 3-2 被表彰企業には楯、被表彰者（5名以内）には賞状を贈る。

附記

2000年度第1回幹事会(2000/5/18)にて承認